深川市除排雪事業助成実施要綱

平成７年１１月２９日

訓令第２２号

（目的）

第１条　この要綱は、市道及び私道の冬期間における交通安全と生活環境の向上を図るため、冬期（１２月１日～３月３１日）を通して、除雪及び排雪事業を実施する地域住民団体（以下「団体」という。）に、市が所要経費の一部を助成して行う冬期除排雪業務について、必要事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）　市道とは、道路法第８条第１項に規定する道路をいう。

（２）　私道とは、道路法（昭和２７年法律第１８０号）の規定の適用を受ける道路　以外の道路で、通常一般の用に供しているものをいう。

（３）　地域住民団体とは、町内会、その他これに準ずると市長が認めた団体をいう。

（４）　除雪事業とは、車道内の除雪をいう。

（５）　排雪事業とは、歩車道等の堆積雪の運搬排雪をいう。

（範囲）

第３条　市道及び私道の除雪事業及び市道の排雪事業は、市街地ならびに市街地周辺を対象とする。ただし、公営住宅等の敷地内通路、民有地の駐車場は含まない。

２　市道の除雪事業路線は、次の各号の要件を備えなければならない。

（１）　団体から要望のあった路線とする。

（２）　団体が冬期を通して民間業者に除雪業務委託を実施しようとする路線とする。

（３）　市の車道除雪計画にない路線とする。

（４）　除雪延長が連続して５０ｍ以上の路線とする。

３　市道の排雪事業路線は、次の各号の要件を備えなければならない。

（１）　団体から要望のあった路線とする。

（２）　団体が冬期を通して、民間業者に排雪業務委託を実施しようとする路線とする。

（３）　市の排雪計画にある路線とする。

（４）　排雪延長が連続して５０ｍ以上の路線とする。

４　私道の除雪事業路線は、次の各号の要件を備えなければならない。

（１）　団体から要望のあった路線とする。

（２）　団体が冬期を通して、民間業者に除雪業務委託を実施しようとする路線とする。

（３）　除雪延長が５０ｍ以上の路線とする。

（４）　受益戸数が５戸以上の路線とする。

（助成額）

第４条　市道及び私道除排雪事業の助成額は、市の統一単価に基づき算出された基準額（団体が市の基準額以内で除排雪業務委託を実施するときはその額）を基本に次の助成率に応じ算出する。ただし、算出された助成金総額が当該年度の予算を上回る場合には、予算額を上限とする。

（１）　市道の除雪　２／３以内（道路排雪は年３回までとする。）

（２）　市道の排雪　３／１０以内

（３）　私道の除雪　１／２以内（道路排雪は年３回までとする。）

（申請）

第５条　この事業を実施しようとする団体は、あらかじめ建設水道部都市建設課と協議し、除排雪助成事業申請書（別記様式第１号）に１シーズンの契約書を添付して１１月１０日までに市長に提出しなければならない。

２　申請住民団体は計画書作成・提出のほか次に定める事項について責務を負うものとする。

（１）　当該作業実施にあたり、団体は受託業者等の間において、車両の出入り経路その他、作業の安全及び交通事故防止対策等について事前に協議し事故防止に万全を期すこと。

（２）　市が除排雪をした歩道・車道に雪を極力堆積せず地元の民地等の協力を得るよう努力すること。

（３）　私有地等に雪を堆積するときは、地権者等の承諾を得ること。また、トラブルが生じたときは申請団体において処理をすることとする。

（４）　市から指示及び指導があった場合は、請負業者と連絡調整の上、適確に対応すること。

（交付決定の通知）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは申請者に交付決定の通知（別記様式第２号）をするものとする。

（申請の変更）

第７条　第５条の除排雪助成事業申請書（別記様式第１号）により申請した団体は申請内容を変更しようとするときは、あらかじめその理由を市長に申し出をし、その承認を受けなければならない。ただし、変更後の額（第４条の規定に基づく基準額）が当初の基準額を上回る場合は当初の基準額を、下回る場合は変更後の基準額を助成金算出の基本とする。

（助成金の中間払い）

第８条　事業期間の中途において中間払いを希望する団体は、第５条の申請時においてあらかじめその旨を申請しておくこと。

２　実際の中間払請求にあたっては、領収書を添えて除排雪助成事業中間払請求書（別記様式第３号）を提出しなければならない。

（実績報告及び精算）

第９条　事業完了後、速やかに団体の代表は除排雪助成事業実績報告書（精算払請求書）（別記様式第４号）により市長に報告するものとする。その際には、領収書等必要書類を添付しなければならない。

２　実績報告に基づく最終的な助成額が確定したあと、中間払い分との精算を行い助成金の交付を行うものとする。

（助成金の承認の取消し及び返還）

第１０条　市長は、団体が次のいずれかに該当するときは、助成金交付の承認を取り消し、またはすでに交付した助成金の全部または、一部を返還させることができる。

（１）　助成金を他の用途に使用したとき。

（２）　助成金を受けることについて不正の行為があったとき。

（３）　助成金の交付の条件に違反したとき。

附　則

この要綱は、平成７年１２月１日から施行する。

附　則（平成１０年４月１日訓令第３１号）

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

付　則（平成１３年１１月３０日訓令第４４号）

この訓令は、平成１３年１２月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月２２日訓令第７号）

この訓令は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年５月２５日訓令第３９号）

この訓令は、平成２８年６月１日から施行する。